公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和７年４月１日～　令和１２年３月３１日までの５年間

２．内容

目標１：所定外労働を削減するため、毎週水曜日及び毎月１９日の「県民育児の日」をノー残業デーに設定し、実施する。

＜対策＞

- ～令和７年３月　所定外労働の状況について実態を把握
- 令和７年４月～　ノー残業デーの実施、職員会議等による職員への周知（毎月）

目標２：常勤職員及び常勤的非常勤職員の年次有給休暇の取得日数を、１人当たり平均年間１０日以上とする。

＜対策＞

- ～令和７年３月　年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和７年４月～　非常勤職員に対する有給休暇付与日数の通知や、職員会議等による職員への周知などによる取得促進のための取組の実施